

## 手話言語条例の制定について

### 1 概要

手話は、日本語などの音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者（注1）は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできた。しかしながら、手話が言語として認められてこなかった時期が長く、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

（一財）全日本ろうあ連盟等が中心となって、国に対し、「手話言語法」の制定を求めてきたが、未だ立法措置は実現しない状況である。（令和4年5月施行の、いわゆる「障害者情報アクセスバリエイ・コミュニケーション施策推進法」の成立に関して、衆議院において「手話言語法」の立法が附帯決議として付されている。）

（注1）ろう者・・・聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者をいう。

<参考> 身体障害者（聴覚障害者） 手帳所持者数（R5.3.31現在）

1,091人（うち手話を言語としている人100人程度）

### 2 手話言語に関する法令等

#### ● 障害者の権利に関する条約（平成18年12月13日）第2条

「言語」とは、音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語をいう。

#### ● 障害者基本法（昭和45年法律第84号。平成23年改正）第3条第1項第3号

全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 3 地方公共団体の状況

平成25年10月の鳥取県を皮切りに、令和5年11月現在、36道府県、19区、348市、98町、5村の合計506の自治体が「手話言語条例」を制定し、地方公共団体における条例制定の動きが広がっている。（令和2年8月時点では357自治体が制定。）

中核市62市中36市が制定しており、県内では、平成28年に長野県、平成30年に佐久市、令和2年に上田市、令和4年に塩尻市が施行し、千曲市、松本市（須坂市、軽井沢町）が現在制定の準備中である。

### 4 長野市聴覚障害者協会からの条例制定に関する要望等

令和4年度、令和元年度、平成30年度の行政懇談会で要望があり、「国の手話言語法制定の動向や県条例の効果等を見極め、条例の必要性、方向性も含め、調査研究したい」と回答。

令和5年度の定期総会において、手話言語条例制定の要望に関して決議され、協会内の手話言語条例学習会で条例研究を開始。令和5年5月に協会から市長へ要望書が提出された。

令和5年12月市議会に「手話言語条例の制定に関する請願」が提出され、全議員賛成で採択された。

## 手話言語条例策定のスケジュールについて①

1

(R5.12.21 現在)

年月	内 容
令和6年2～3月	手話言語条例 勉強会発足
令和6年4月～8月	手話言語条例 勉強会 (素案) の作成
令和6年5月	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会①
令和6年 8月	予算概算要求
令和6年11月	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会②
令和6年11月	長野市障害ふくしネット
令和6年12月	パブリックコメントの実施

※進捗状況により変更する可能性があります

## 手話言語条例策定のスケジュールについて②

2

(R5.12.21 現在)

年月	内 容
令和7年 1月	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会③
令和7年2月	社会福祉審議会答申
令和7年2月	部長会議 (パブリックコメント結果報告、条例 (案) )
令和7年2月	法規審査委員会
令和7年2月	政策説明会 (パブリックコメント結果報告、条例 (案) )
令和7年3月	3月議会に条例 (案) の提出

※進捗状況により変更する可能性があります